

平成27年7月臨時教育委員会議事録	
1 招集日時	平成27年7月15日(水)午前10時00分
2 招集場所	文化センター 旧教育長室
3 出席者	教育長 栗林 正樹 1番委員 藤井 義男 2番委員 大竹 峰行 3番委員 平賀 優子 4番委員 水戸 勘十
4 欠席委員	なし
5 説明のため出席した者	・学校教育課長 佐藤 豊 ・生涯学習課長 梅原 喜美 ・主幹兼指導主事 川上 一美 ・子育て支援担当課長兼子育て支援室長 山野辺 幸徳
6 本会の書記	教育総務係 福田 敦子
7 開会	午前10時15分
	栗林教育長 この度、教育長職を拝名し、新制度が本日から、始まることになりました。今、次長より制度の改正内容を報告していただきました。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって、いろいろと教育長の権限が大きくなるのではなかのということですが、しかし、教育委員会の決定、方針には従う、レイマンコントロールという基本のこれまでの考え方は変わらないわけですから、権限が大きくなったとは私は特には思いませんが、責任が大きくなったという所はございますが、基本的な教育長と教育委員会の関係は、今までと変わりはないと思っております。 次に、別紙【課題】をご覧くださいと思います。 ・ 政策大綱の策定と教育委員会の基本方針策定 ・ いじめ対策の条例規則の策定と組織化・予算化 ・ 学校防災計画の策定 ・ 総合型スポーツクラブの立ち上げ ・ 矢吹小学校の給食施設と給食センター新設の是非 ・ 小中学校の学力向上 ・ 青少年サポート事業による課題を抱える児童生徒並びに保護者支援 ・ 非行少年の減少 ・ 不登校対策 ・ 矢吹町とは、その過去・現在・未来。矢吹町をどう紹介したらよいか ・ 通学路の安全確保 ・ 幼稚園保育士採用試験 ・ 平成28年度町の組織機構改革 ・ 各種文化スポーツ団体等の構成員の減少 このような課題に少しでも前進して行けるよう取組んで参りたいと考えております。
8 議事議案	議事日程に入ります。 栗林教育長は、議事日程を書記に朗読させる。 指名 矢吹町教育委員会教育長職務代理者について 日程第1 議案審議 議案第60号 矢吹町文化・スポーツ振興基金助成事業の決定について 議案第61号 矢吹町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 議案第62号 矢吹町総合教育会議運営要綱 日程第2 その他
9 指名	栗林教育長 矢吹町教育委員会教育長職務代理者について この件については、教育長が指名をすることになっておりますので私の方から、お願いをしたいと思います。 水戸委員さんをお願いいたします。

	水戸委員 栗林教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>承知いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>この新教育長職務代理者については、先ほど次長からもありましたように、教育委員会を代表して県・市町村教育委員会連絡協議会に出させていただくことや、西白河地区の支会へも代表して出させていただく。教育委員会を代表してそのような会にも出させていただくことが多いかと思えます。大変ですがよろしく願いしたいと思えます。</p>
10 会 期	栗林教育長 全 員 栗林教育長	<p>会期を本日1日としたいのですがご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日と決定いたします。</p>
11 議案審議	栗林教育長 福田書記 栗林教育長 梅原課長 栗林教育長 平賀委員 梅原課長 栗林教育長 栗林教育長 福田書記 栗林教育長 佐藤課長 栗林教育長	<p>続きまして日程第1議案審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第60号を朗読願います。</p> <p>議案第60号 矢吹町文化・スポーツ振興基金助成事業の決定についてを朗読する。</p> <p>議案第60号について説明願います。</p> <p>矢吹町文化・スポーツ振興基金助成事業の決定について 年に何回かあります文化・スポーツ振興基の金助成事業について2件決定を求めるものです。</p> <p>大会出場について全国大会出場の個人及び東北大会出場の個人から申請がありましたので教育委員会の議決を求めるものであります。</p> <p>1 第34回全国ママさんバスケットボール交歓大会に団体メンバーとして登録出場になります。矢吹町からは1名の申請でございます。</p> <p>こちらの方は、大会出場でございますので、審議会の審議を省略して教育委員会に諮る案件になっています。なお、運営委員会の委員長へは事前に協議し承諾を得ているものです。</p> <p>2 第37回東北ジュニアテニス選手権大会兼平成27年度全日本ジュニアテニス選手権大会東北予選会は、県の大会へ矢吹中2年生徒が中学校の部活動としての参加ではなく、具体的には棚倉のクラブチームに所属しており、県で東北大会出場の成績が取れたことから、ダブルスの選手として出場するものです。</p> <p>こちらも、矢吹町からは1名の申請でございます。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p> <p>全国大会の補助で個人限度額20千円、東北大会個人限度額10千円の助成です。学校の推薦か何かで所属しているのですか。個人的にですか。</p> <p>個人的にです。</p> <p>なければ議案第60号は可決決定いたします。</p> <p>続いて議案第61号を朗読願います。</p> <p>議案第61号 矢吹町教育員会行政組織規則の一部を改正する規則を朗読する。</p> <p>議案第61号について説明願います。</p> <p>矢吹町教育員会行政組織規則の一部を改正する規則について 先ほど改正内容をご説明した項目の中に、町部局から教育委員会に委任する業務にあった総合教育会議及び大綱策定に関する業務でございます。</p> <p>町部局から教育委員会へ委任する改定をいたしましたので、この規則は教育委員会に所属する学校教育課が所管する規則になります。新旧対照表の第6条、学校教育課の分掌事務別表第1が現在学校教育課で受けている業務になり、35、36下線部分が改正する内容であります。35総合教育会議及び大綱策定に関することが新たに追加され、これまでの35他の課及びその他の教育機関の所掌に属さない事項が36に繰り下げされた内容となります。</p> <p>附則については、本日7月15日から施行することで、ご提案をするものでございます。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。</p>

水戸委員	<p>先ほど、次長から教育総合会議について、年1回程度開催する説明がありました が、今回から新しい体制になると、教育総合会議はあくまでも次年度に向けての 教育大綱を話し合う場なのか、今回はこういう時期に来ているのでどうなのか。 年に1回という定義なのか。その開催する時期についてはどのように理解したら よろしいのですか。</p>
佐藤課長	<p>首長の任期中に必ず1回というところがありますが、教育関係の制度も 毎年変更になるものもあり、年1回は開きたいと思っております。</p> <p>この教育総合会議の中では、予算についても協議したいと思っております。 予算協議は11月には始まりますので、11月、12月の時期に開きたいと思ってお ります。</p> <p>また、予算だけではなく、教育大綱についても総合教育会議の中で決めて行き たいと思っております。</p> <p>この大綱について示されているのは、計画期間3年～4年あると国では示されて おります。</p>
水戸委員	<p>そういうことであれば、我々も今までとは異なった視点で、これまでは予算に ついては全く関知せずにおりましたが、もちろん町部局から提出されたものを、 協議、調整ということになると、委員として我々の意見も盛り込まれるかも知 れません。そういった感覚でこれから行かなければなりませんね。</p>
栗林教育長	<p>委員さん方が、こういった事業を行いたいという提案をしていただいて、施策 に取り入れて行くことが、今後出てくると思います。地方教育行政の組織及び 運営に関する法律の一部改正では、教育委員会の活性化を言われております。</p> <p>大綱が町長から示されて、協議、調整をするわけです。決定機関ではないわけ ですから、了解した事項については共に従う義務があります。必ず実行しなけれ ばならないという厳しいものではなく、努力するという義務です。</p> <p>もうひとつ、大綱については3.4年に一度でよいでしょうと言われておりますが、 大きな方針を示すもので、事細かに示す性格のものではないものです。</p> <p>総合教育会議については、教育委員会から開いてほしいと、町長に理解いた だきたい事がある。お願いしたい事がある。私たちの意見を聞いていただきたい等、 総合教育会議を開いて、町長と教育委員会で意思疎通を図りながら教育行政を進 めて行く。町長から教育委員会に対して、意見は言えますが、このようにやって ほしいとは言えない事項がいくつかあります。</p> <p>教職員人事について意見は言えますが、政治的中立性を侵すおそれのあること については言えません。文化財の保護に関しても同じであります。</p> <p>意見を言うことはできますので、是非皆さんで了解をしておいていただきたいと 思います。</p>
栗林教育長	<p>その他ありませんか。</p>
栗林教育長	<p>なければ議案第61号は可決決定いたします。</p>
栗林教育長	<p>続いて議案第62号を朗読願います。</p>
福田書記	<p>議案第62号 矢吹町総合教育会議運営要綱を朗読する。</p>
栗林教育長	<p>議案第62号について説明願います。</p>
佐藤課長	<p>矢吹町総合教育会議運営要綱については</p> <p>第1条の目的については、矢吹町総合教育会議の運営に関して必要な事項を 定めるものです。</p> <p>第2条構成員では、会議は町長及び教育委員会で組織をする内容です。</p> <p>第3条会議では、町長が招集します。第2項では、教育委員会としても協議す べき具体的な中身を示しながら町長に総合教育会議の招集を求めることができ ます。次の第3項は、緊急を要する場合は町長と教育長のみで会議を開くことが できます。第4項は、この会議の中で、関係者、学識経験者から意見を聴取する ことも出来るものです。</p>

	栗林教育長 栗林教育長	<p>第4条は先ほど教育長からもありましたが、調整という言葉が出てまいります。調整の結果を互いに尊重しなければならないというものです。</p> <p>第5条は会議の公開。原則は公開になりますが、個人の秘密、個人情報、主にいじめ問題になると思いますが、公開ではなく、非公開にすることも出来ます。</p> <p>第6条議事録は公表するものとして、矢吹町の公式のホームページで公表する予定です。</p> <p>第7条の傍聴は、教育委員会と同様の運用規定を用いたいと考えております。</p> <p>第8条庶務については、先ほどもお話ししたとおり、教育委員会で事務処理を行いたいと考えております。</p> <p>そして、この要綱についても、本日7月15日から施行したいと考え、ご提案をするものです。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めます。（異議なし）</p> <p>議案第62号は可決決定いたします。</p> <p>以上で日程第1議案審議を終わります。</p>
12 その他	栗林教育長 藤井委員 水戸委員 栗林教育長 栗林教育長	<p>日程第2その他に入ります。</p> <p>8月の定例会ですが変更をお願いします。</p> <p>7月の定例会も変更をお願いします。</p> <p>7月、8月定例会日程調整の結果は、7月定例会は7月23日（木）午前9:00を予定。8月定例会は8月28日（金）午後1:30を予定といたします。</p> <p>その他なければ以上をもちまして7月臨時教育委員会を終了します。</p>
13 閉会		午前11時40分